

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定書（案）

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長 柄沢祐子（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見（洪水時等河川巡視）や緊急的に操作が必要な樋門・樋管についての操作（洪水時樋門・樋管巡視）、及び甲の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関しこれに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

（実施内容）

第2条 甲は、災害が発生し又はその発生の恐れがあつて、必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の要請があつたときは、特段の理由がない限り甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。
- 3 甲は乙に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
- 4 乙は、これらの業務を適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（巡 視）

第3条 甲は、洪水、地震時等の場合において堤防・護岸・水閘門等の河川管理施設等の状況を把握するために河川区域内の巡視及び樋門・樋管の操作を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から巡視要請等があつた場合は、巡視（及び情報収集）に必要な人員体制を確保し、常に気象情報、水位の状況等を把握しながら、出張所と連絡を密にして、別紙「出水時等河川巡視規程（案）」により巡視を実施するものとする。
- 3 甲は、緊急時に延滞なく対応できる巡視員等を確保するために、乙に訓練の要請をする事ができるものとする。
- 4 乙は、洪水時、地震時等における河川巡視を熟知している巡視員等を配置すると共に、甲の要請を受け河川巡視の訓練を実施するものとする。
- 5 乙は、円滑な巡視を行うために必要な巡視員等を確保するものとし、甲に書面により報告するものとする。
- 6 乙は、甲の要請を受け巡視、訓練等を実施した場合、甲乙協議の上、甲に対し実績に応じた費用を請求できるものとする。
なお、巡視等の単価は河川巡視支援業務積算基準によるものとする。
- 7 甲の第6項に基づく乙への支払いは、四半期毎を基本とする。

(甲の管轄区域外での実施)

第4条 甲は、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長もしくは、災害支援本部長、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、甲の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について第2条第1項の要請ができるものとする。

2 乙は、前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

(建設機械等の報告)

第5条 乙は、応急対策工事に備え、建設資機材等の保有数量等及び甲からの連絡を受ける者の氏名・電話番号等の体制について、甲に書面により報告するものとする。

2 前項の書面報告後、建設資機材等に著しい変動があった場合、連絡を受ける者の氏名・電話番号等に変更があった場合又は甲の要請があった場合には、速やかに甲に書面により報告するものとする。

3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第6条 甲及び乙は、それぞれから要請のあった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し、建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第7条 甲は、乙に対し第2条第1項又は第4条第1項の業務実施区間における具体的な災害状況に応じ、応急対策工事のための出動を、書面又は電話等の方法により要請するものとする。

(工事内容の指示)

第8条 工事内容の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長等が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

(工事の実施)

第9条 乙は、第7条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策工事又は緊急を要する小規模な応急対策作業（以下「小規模作業」）を実施するものとする。

小規模作業とは、下記をいう。

〔緊急を要する小規模な応急対策作業の例〕

- ・土のう積み工（釜段工、月の輪工等）
- ・シート張り工
- ・木流し工
- ・土のう袋投入工
- ・その他水防工法

2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

(契約の締結)

第10条 小規模作業又は応急対策工事について甲から出動要請があった場合には、速やかに工事請負契約書を締結するものとする。但し、本協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず保証できる保険）に加入していることを条件とする。

2 巡視については、年度毎に第3条第6項による単価を甲より通知するので、これに基づき、乙は請書を提出するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

なお、本協定は継続される場合がある。

3 前項により本協定を継続した場合、乙は第5条第1項を改めて報告を行うものとする。

3 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

(その他)

第12条 この協定に疑義を生じた事項又はこの協定に規定していない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年 3月26日

甲 国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○